

12. ひとり親家庭への支援

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

子ども課 (Tel22-5121)

ひとり親家庭等の生活の安定、子どもの福祉、経済的自立を図るため、無利子または低利の貸付制度があります。

- * 対象 母子・父子家庭、父母のいない児童、寡婦世帯
(ただし、収入が多い場合は利用できないことがあります。)
- * 種類 事業開始(継続)資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金
- * 必要書類 戸籍謄本、住民票、申請者のマイナンバーカードまたは通知カード、保証書、入金口座の通帳など、その他資金の種類ごとに必要となる書類があります。
- * 保証人 原則として親族の保証人が必要です。
※ 審査の結果ご希望に添えない場合があります。

修学資金とは:高校、高専、専修学校、(短期)大学、大学院に修学させるための授業料、書籍代、交通費、寮費、アパート代等に充てる資金のことです

《修学資金貸付金の限度額(月額)》

令和5年4月1日現在 単位:円

学校種別		自宅通学 ・ 自宅外通学	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自	27,000	27,000	27,000		
		外	34,500	34,500	34,500		
	私立	自	45,000	45,000	45,000		
		外	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校(専門課程)	国公立	自	67,500	67,500			
		外	78,000	78,000			
	私立	自	89,000	89,000			
		外	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自	67,500	67,500			
		外	96,500	96,500			
	私立	自	93,500	93,500			
		外	131,000	131,000			
大学	国公立	宅	71,000	71,000	71,000	71,000	
		外	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自	108,500	108,500	108,500	108,500	
		外	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)			52,500	52,500			

■ 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金

子ども課 (Tel.22-5121)

母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、就職に活かせる資格取得のための講座受講費や修学中の生活費の負担軽減を図るため、給付金を交付し、就業を支援することにより経済的自立を促進します。

[自立支援教育訓練給付金事業]

- * 対象者 市内に住む母子家庭の母及び父子家庭の父で、次の条件をすべて満たす方
 - ・児童扶養手当を受けているか又は同様の所得水準にある。
 - ・雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がない。
 - ・その教育訓練が適職に就くために必要であると認められる。
 - * 内 容 雇用保険法に規定する教育訓練給付の指定講座を受講し、修了した場合、経費の60%（1万2千円を超え20万円を上限）が支給されます。
例:ホームヘルパー2級資格
- ※ 給付金を受けたい方は、受講開始前にご相談ください。

[高等職業訓練促進給付金等事業]

- * 対象者 市内に住む母子家庭の母及び父子家庭の父で、次の条件をすべて満たす方
 - ・児童扶養手当を受けているか又は同様の所得水準にある。
 - ・2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる。
 - ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる。
 - ・過去に当該促進費の支給を受けたことがない。
 - * 内 容 就業に結びつきやすい資格として
①看護師②介護福祉士③保育士④理学療法士⑤作業療法士 等の取得を促進するため、修業期間の全期間（上限3年）を対象に、月額100,000円（課税世帯は70,500円）を支給する。
- ※ 原則として申請のあった月以降の各月において支給となります。

■ ひとり親家庭の日常生活支援

子ども課 (Tel.22-5121)

一時的な病気や技能習得のための通学、就職活動、冠婚葬祭、出張などにより、日常生活を営むのに支障が生じている家庭へ家庭生活支援員を派遣します。

- * 対 象 母子家庭、寡婦及び父子家庭
- * 種 類 生活援助 例:家事、介護など
子育て支援 例:保育サービスなど
- * 備 考 派遣を希望する方はあらかじめ登録が必要です。
収入により利用者負担額が異なります。

